

「社会通念」を判断基準にできない

広島高裁決定を踏まえて

意見陳述書



訴訟代理人・弁護士 徳田靖之

私は、伊方原発に関する広島高裁決定を踏まえて、改めて、本件における司法判断の枠組みの在り方について、原告らの見解を明らかにしたいと思います。

1 福島原発事故後の司法判断の概観

福島原発事故後、今日までに、大飯、高浜、川内、玄海、伊方の各原発について、いくつかの法的判断が示されました。

ご承知のとおり、大飯原発に関しては、福井地裁が差し止め判決（いわゆる樋口判決）をし、また、高浜原発についても、福井地裁の仮処分決定（樋口決定）がなされたほか、大津地裁においても差し止めの仮処分決定（山本決定）がなされました。これらの仮処分決定については、いずれも破棄されており、川内、玄海については、いずれも申し立てが却下されています。そして、本件と同じく、伊方原発の安全性について争われた松山、広島各地裁においては、いずれも住民らの仮処分の申し立てが棄却されたところ、今回、広島高裁が、高裁段階では初めて、運転停止を命じる決定を言い渡したわけです。

私は、司法に身を置くものとして、福島原発事故という未曾有の大事故を共通体験しながら、司法判断がこのような形で分かれた原因がどこにあるのか、そのことを冷静に分析する必要性があると痛切に感じて、これらの各司法判断を細かく検討してきました。

そして、その結果として、こうした見解の相違は、原発の安全性に関する司法判断の枠組みについての、理解の相違に由来しているとの結論に至ったわけです。この意見陳述は、この点に関して、原告ら代理人として、熟慮した結果を要約したものです。

2 伊方原発最高裁判決をどのように評価すべきか

私は、このような司法判断の分裂をもたらした要因は、次の3点にあると考えます。

その第1が、伊方原発に関する最高裁平成4年10月29日判決が示した、司法判断枠組みに関する判示についての、理解の相違であると考えます。ご承知のとおり、同最高裁判決は、「原子炉を設置しようとする者が、原子炉の設置、運転につき、所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある」と判示しています。福島原発事故前になされたこの判示は、福島原発事故後において、その重要性が決定的に明らかになったというべきです。

私は、この判決にいう「万が一にも起こらないようにするため」という要件をどう理解するのかという点において、原発の再稼働を認めた各司法判断は、大きな過ちを犯していると思うのです。

と言いますのは、これらの住民らの訴えを棄却した司法判断においては、原発が対処すべき災害の規模について、何故にか、「合理的に予測される」範囲で足りると解釈されているからです。こうした判断と、原告らが求めている、予想される最大規模の自然災害に対処することが求められるとの見解とを対比した時に、どちら

が、最高裁の言う「万が一にも起こらないようにする」との要件に合致しているのか、答えは、おのずから明らかではないでしょうか。

どのような意味においても、合理的に予測される範囲で足りるとの判断は、「万が一にも」との最高裁の判示とは、著しく乖離しています。そもそも、起こりうる自然災害を合理的に予測しうるという前提自体が成り立つのでしょうか。

例えば、基準地震動に関しても、過去10年足らずの間に、各原発に関する基準地震動を超える地震が少なくとも5回は発生しています。福島原発事故もまさしく想定を超えるものでした。

最高裁判決が掲げる「万が一にも起こらないように」との基準に従う限り、原発に求められる安全性とは、少なくとも予想される最大規模の自然災害に対処することであることは明らかです。

私は、同じく火砕流の問題を指摘しながら、住民らの抗告を排斥した福岡高裁宮崎支部決定とは異なり、今回の広島高裁決定が、数万年前の大規模火砕流の発生を念頭において、伊方原発の運転差し止めを命じたのは、まさに、こうした最高裁の言う「万が一にも」との要件を適用したものであり、司法の見識を示したものと見て高く評価されるべきであると考えます。

3 社会通念は、判断基準になるのか。

住民らの仮処分申し立てを棄却した司法判断に共通するのは、福岡高裁宮崎支部決定をはじめとして、「社会通念」を判断基準として採用することです。生命、身体をはじめとする人の尊厳にかかわる法益侵害が問題となる事案において、社会通念を基準とすることの過ちについては、原告らの準備書面(2)で既に詳述した所ですが、よく考えてみますと、これらの司法判断で用いられる「社会通念」なるものの内容は、全く不可思議としか言いようがありません。

例えば、朝日新聞が、本年2月20日に実施した全国世論調査では、原発の運転再開に関して、反対が61%を占め、賛成は27%と半分以下であることが明らかにされています。昨年2月の調査でも、反対が57%、賛成29%でした。他の世論調査においても、原発の再稼働については、圧倒的に反対が多数を占めていることが明らかにされています。

このような事実を知りながら、原発の安全性に関して、「合理的に予測される範囲」で足りる

とするのが「社会通念」である等という判断は、どこから出てくるのでしょうか。

こうした司法判断は、原発の運転差し止めという結果をもたらす影響の大きさに怯えて、司法としての責任を回避するために、司法が作り出した、免責の為の「虚妄」ないし政府や電力会社への「忖度」の産物としか言いようがありません。

4 審査基準ないし適合性判断はどこまで信頼しうるのか。

住民らの申し立てを認容した樋口決定や山本決定とこれを排斥した司法判断とを対比して、痛感する第3の点は、原子力規制委員会の規制基準や適合性判断に関する丸投げとも言うべき評価です。

原子力規制委員会の委員の構成や職員の構成が不適切であること、新たな規制基準が、福島原発事故の原因究明を踏まえたものになっていないこと等については、原告ら準備書面(3)において指摘したところですが、福岡高裁宮崎支部の決定をはじめとする原発の再稼働を容認する司法判断は、こうした審査基準が合理的であるかどうか、適合性判断が合理的であるかどうかの立証責任を電力会社側に負わせるのではなく、不合理な点がないということを立証すれば足りるとの見解を示しています。

しかしながら、審査基準が合理的なものであるということは、前提事実ではなく、事業者において立証すべき間接事実のはずであり、その基準が合理的であるというためには、福島原発事故の原因が具体的に明らかにされ、二度とこうした事故を起こさないための基準であることが立証されるべきであることは、当然のことだと思料されます。

事業者側にこうした立証をさせることなく、不合理な点がないことの立証を求めれば足りるとする司法判断は、まさしく、司法としての責任放棄としか言いようがありません。

5 結びに

以上述べたところを正面から受けとめていただいて、裁判所が、正しい法的判断枠組みに基づく勇氣ある判断をなされるよう切望して意見陳述とします。

(2018年3月1日第8回口頭弁論より)